

伊丹市の給与・定員管理等について（令和6年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (6年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 B/A	(参考) 4年度の人件費 比率
令和5年度	人 200,641	千円 87,478,802	千円 1,101,381	千円 14,105,461	% 16.1%	% 15.2

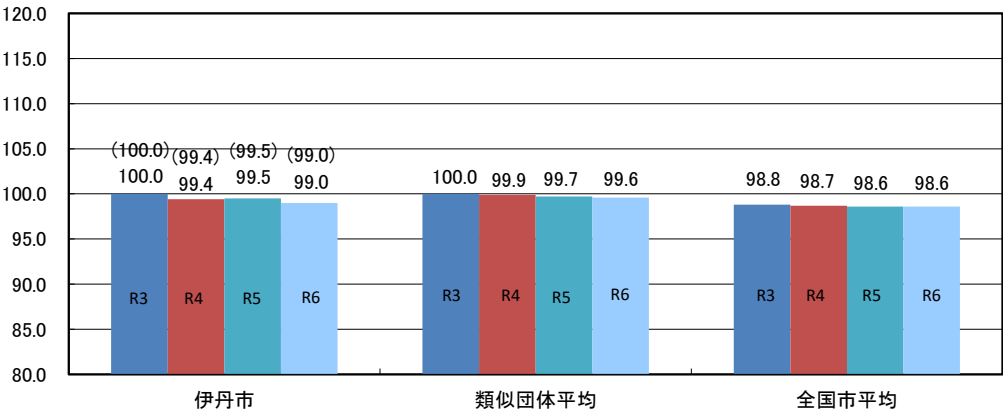
(注) 1. 普通会計とは、地方財政決算統計上における会計区分で公営企業会計と事業会計以外の全ての会計をいいます。
2. 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり平均給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 1,339(0)	千円 5,043,183	千円 1,678,392	千円 2,272,640	千円 8,994,215	千円 6,717

(注) 1. 職員手当に退職手当は含まません。
2. 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
3. 「職員数 A」欄の()人数は再任用短時間勤務職員数（外数）です。

(3) ラスパイレス指数の状況（毎年4月1日時点）



(注) 1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2. ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数のことです。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出します。）
3. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
4. ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(参考) 令和6年度における伊丹市の類似団体35市(類型Ⅳ-3)

都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名
北海道	釧路市	千葉県	佐倉市	東京都	調布市	三重県	津市
北海道	苫小牧市	千葉県	習志野市	東京都	町田市	京都府	宇治市
茨城県	ひたちなか市	千葉県	市原市	東京都	小平市	大阪府	和泉市
埼玉県	上尾市	千葉県	流山市	東京都	日野市	兵庫県	伊丹市
埼玉県	新座市	千葉県	八千代市	東京都	東村山市	兵庫県	川西市
埼玉県	久喜市	千葉県	浦安市	東京都	西東京市	山口県	宇部市
千葉県	市川市	東京都	立川市	神奈川県	鎌倉市	山口県	山口市
千葉県	松戸市	東京都	三鷹市	神奈川県	藤沢市	徳島県	徳島市
千葉県	野田市	東京都	府中市	神奈川県	秦野市		

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔**実施** 未実施 〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職に適用する給料表について、国の見直し内容等を踏まえ、一律4%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
教育職給料表(一)については、兵庫県の改定に準じ平均2%引下げ。その他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施(医療職給料表(一)除く)。
なお、令和2年4月1日に一般行政職に適用する給料表を国家公務員の行政職俸給表(一)に準じたものに全面的な改正を行った。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準と同じ。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成28年4月1日から10%を支給。
(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 以降の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	6%	7%	9%	10%
伊丹市の支給割合	6%	7%	9%	10%

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
伊 丹 市	43.9 歳	330,861 円	435,693 円	398,448 円
兵庫県(R6.4)	43.2 歳	324,400 円	420,253 円	376,521 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	-
類似団体(R6.4)	42.1 歳	321,107 円	424,344 円	381,974 円

- (注) 1. 一般行政職の職員とは、税務職、福祉職と企業職を除く事務・技術職員です。
2. 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
3. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
4. 以下④まで同じです。

②技能労務職

ア 公務員

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国比較ベース)
伊 丹 市	53.7 歳	28 人	338,454 円	385,328 円	384,347 円
うち清掃職員	-	-	-	-	-
うち学校給食員	-	-	-	-	-
うち用務員	52.9 歳	11 人	339,127 円	390,772 円	388,917 円
兵庫県(R6.4)	57.4 歳	285 人	335,100 円	399,396 円	367,546 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	-
類似団体(R6.4)	52.4 歳	91 人	322,604 円	385,796 円	363,860 円

イ 民間

対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース（試算値）の比較		
				公務員 (C)	民間 (D)	C/D
廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	-	-	4,376,300 円	-
調理士	41.2 歳	278,500 円	-	-	3,650,900 円	-
用務員	49.1 歳	244,800 円	1.60	6,281,264 円	3,297,300 円	1.90

- (注) 1. 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和3年～令和5年の3カ年全国平均数値）。
2. 民間職種との比較にあたっては、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
3. 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊 丹 市	44.5 歳	378,980 円	457,226 円
兵庫県(R6.4)	44.6 歳	372,400 円	443,867 円
類似団体(R6.4)	41.2 歳	370,735 円	455,166 円

④幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊 丹 市	42.8 歳	339,349 円	392,302 円
類似団体(R6.4)	42.0 歳	330,272 円	394,025 円

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		伊丹市	兵庫県(R6.4)	国
一般行政職	大学卒	203,800 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	174,900 円	158,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	162,100 円	151,900 円	164,000 円
高等学校教育職	大学卒	228,600 円	214,200 円	—
	短大卒	206,100 円	—	—
幼稚園教育職	大学卒	203,800 円	—	—
	短大卒	186,000 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,600 円	352,860 円	365,780 円	421,140 円
	高校卒	—	326,300 円	351,866 円	356,508 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	317,400 円
高等学校教育職	大学卒	—	401,336 円	430,144 円	473,100 円
	短大卒	—	—	—	—
幼稚園教育職	大学卒	266,968 円	354,536 円	383,344 円	—
	短大卒	—	—	—	—

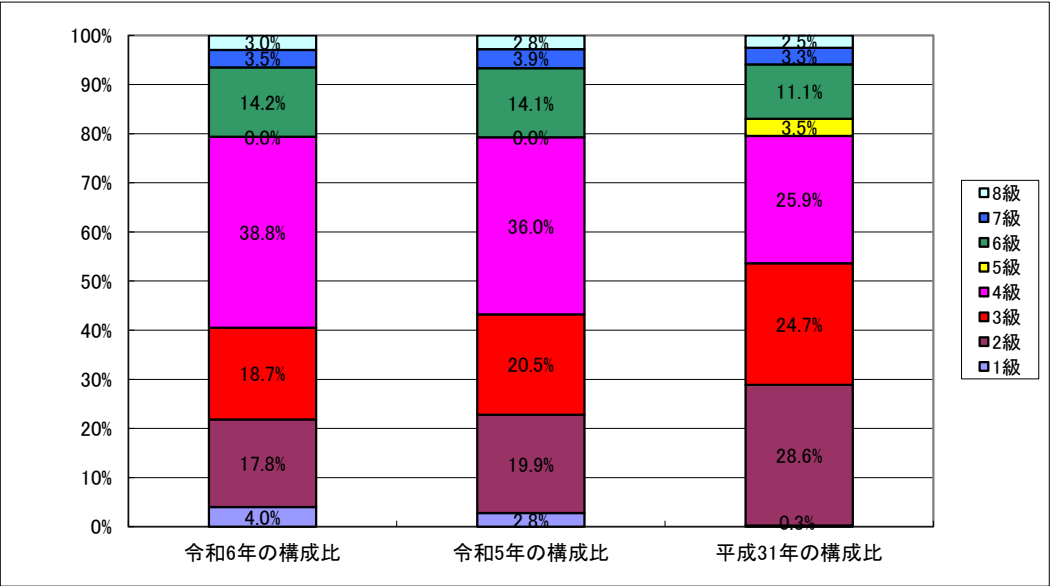
(注) 経験年数とは、新卒で採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

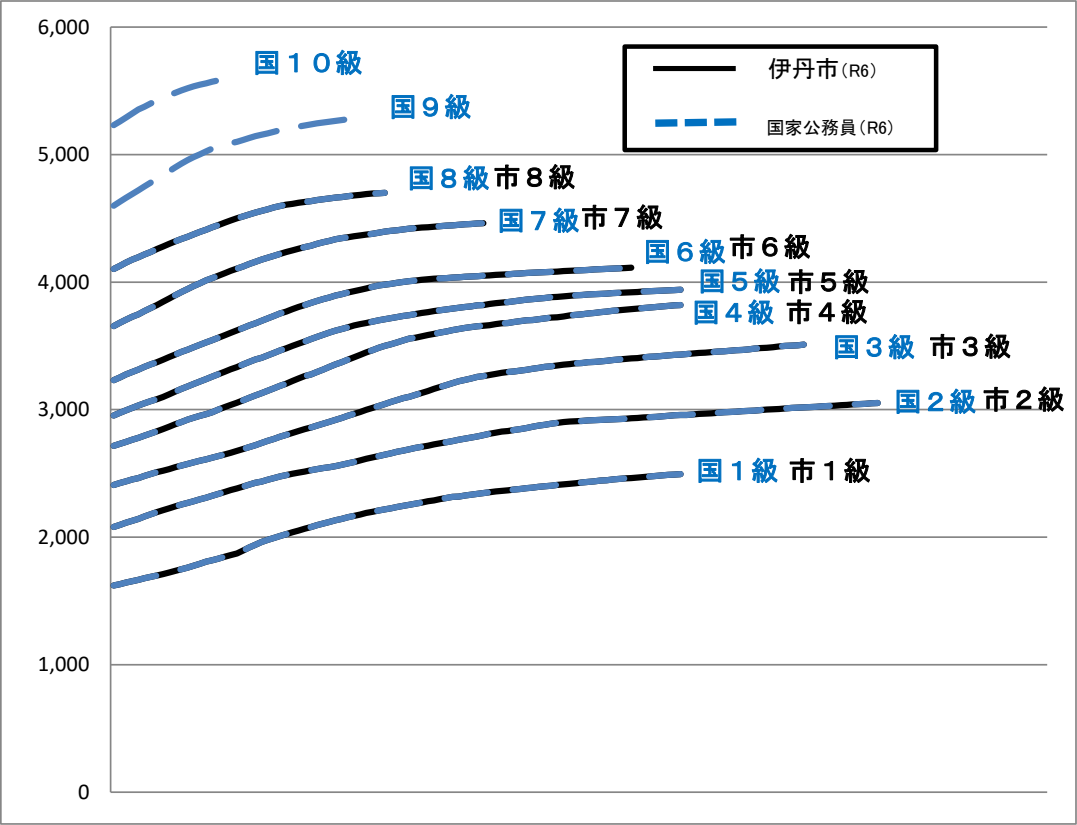
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長・参事	23 人	3.0%	410,300円	470,000円
7級	次長・副参事	27 人	3.5%	365,500円	446,200円
6級	課長・主幹	109 人	14.2%	323,100円	411,300円
5級	－	0 人	0.0%	295,400円	394,000円
4級	主査	299 人	38.8%	271,600円	382,000円
3級	主任	144 人	18.7%	240,900円	351,000円
2級	事務職員・技術職員	137 人	17.8%	208,000円	305,200円
1級		31 人	4.0%	162,100円	249,600円
計		770 人	100.0%	－	－

- (注) 1. 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（一般行政職）（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（伊丹市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊丹市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,708 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,769 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5～20 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5～20 % 管理職加算10～25 %

(注) 1. 支給割合下段（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（伊丹市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊丹市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特別措置（3～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
（自己都合）		（勸奨・定年）			—
3,193 千円		19,687 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度(2023年度)に退職した全職種の職員に支給された平均額です。
- 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度）		554,699 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）		400,216 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
市内全域	10 %	全職員	10 %
地域手当補正後ラスパイレス指数（令和5年4月1日現在）			99.5
（ラスパイレス指数）			(99.5)

- (注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度）		16,985 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度）		86,657 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		14.1%		
手当の種類（手当数）		17		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
税賦課徴収事務従事手当	市税の課税、徴収、評価、差押え及びこれに相当する事務のために外勤した職員	市税の課税、徴収、評価、差押え及びこれに相当する事務のための外勤	—	日額200円
ケースワーク業務従事手当	社会福祉業務の現業を行う職員	社会福祉業務の現業のため外勤又は面談を行ったもの	87 千円	日額250円
行旅病死 人救護手 当	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づく行旅病死人の収容に従事した職員	行旅病死人の収容	—	1回1,300円
衛生作業 従事手当	ごみ若しくはし尿の収集作業、下水路の清掃作業、下水道若しくは昆虫そ族等の防疫作業又はし尿浄化槽の立入検査業務に従事した職員	ごみ若しくはし尿の収集作業、下水路の清掃作業、下水道若しくは昆虫そ族等の防疫作業又はし尿浄化槽の立入検査業務	36 千円	日額600円 ただし、あらかじめ所属長から指定を受けた作業員が、職務命令により清掃車両の運転及び操作業務に従事した場合は、日額300円を加給する。
死獣処理 従事手当	犬、猫等の死体処理作業に従事した職員	犬、猫等の死体処理作業	—	1死体につき300円
火葬業務 従事手当	斎場に勤務する職員	火葬業務	—	日額300円
公害対策 業務従事 手当	公害対策に係る検査、測定、分析に従事した職員	公害対策に係る検査、測定、分析	—	日額200円
用地交渉 業務従事 手当	用地買収又は移転補償の交渉に従事した職員	所有権移転のため、その権利に直接介入して、相手方の承諾を取りつけるための交渉（面接によるものに限るものとし、連絡、登記または測量のための訪問その他の事務処理のための面談、訪問を除く。）	1 千円	日額200円

災害対策業務従事手当	正規の勤務時間外に防災、水防指令等に基づいて出勤し、災害対策に係る業務に従事した職員（教職員特殊業務手当の支給を受ける職員を除く。）	正規の勤務時間外に防災、水防指令等に基づいて出勤して行う災害対策業務	861 千円	勤務1時間につき200円 ただし、正規の勤務時間に引き続かず、呼出しを受けた場合は、1回につき1,000円を加給する。
	前欄に規定する業務に従事した職員のうち、屋外の危険作業に従事した職員（正規の勤務時間を含む。）	屋外の危険作業	202 千円	勤務1時間につき200円 （前欄本文で定める額に加給する。）
出勤手当	消火、救急、救助その他災害により出勤し、現場作業に従事した職員	消火、救急、救助その他災害により出勤して行う現場作業	10,419 千円	1回250円
	救急救命士法（平成30年法律第36号）第44条第1項の厚生労働省令で定める救急救命処置を行った職員	救急救命士法（平成30年法律第36号）第44条第1項の厚生労働省令で定める救急救命処置	36 千円	1回510円
緊急特殊車両操作手当	緊急自動車（消防用又は救急用のものに限る。）の運転業務に従事した職員	緊急自動車（消防用又は救急用のものに限る。）の運転業務	1,043 千円	大型自動車又は中型自動車の運転業務に従事した場合 日額150円 普通自動車の運転業務に従事した場合 日額120円
感染症対策業務従事手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業	180 千円	1回300円 2 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「政令」という。）第2条に規定する期間の末日までの間に、新型コロナウイルス感染症（政令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者を受け入れる病院その他これらに準ずる場所として管理者が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であつて管理者が指定するものに従事したときは、感染症医療手当を支給する。この場合において、別表中同手当の規定は適用しない。 3 前項に規定する作業に従事した場合における感染症医療手当の額は、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として管理者が指定する作業に従事した場合においては、4,000円）とする。

高所作業 手当	地上10メートル以上の 高所における不安定な 箇所での作業に従事し た職員	地上10メートル以上の 高所における不安定な 箇所での作業	49 千円	1. 災害時において、地上10メートル 以上30メートル未満の箇所で行われ る業務に従事した場合 1回につき240円 2. 災害時において、地上30メートル 以上の箇所で行われる業務に従事し た場合 1回につき320円 3. 訓練時において、地上10メートル 以上30メートル未満の箇所で行われ る業務に従事した場合 1回につき160円 4. 訓練時において、地上30メートル 以上の箇所で行われる業務に従事し た場合 1回につき240円
潜水作業 手当	潜水器具を装着して潜 水作業に従事した職員	潜水器具を装着して行 う潜水作業	10 千円	災害の場合 1回につき280円
				訓練の場合 1回につき210円

教職員特殊業務手当	市立学校（幼稚園を除く）の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手	心身に著しい負担を与えるものとして定める以下の業務 (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア 非常時、災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 非常災害（災害救助法第2条に規定する災害であつて、被災者の数、避難所の設定状況等からみて極めて重大であるとして教育委員会が指定するものに限る。）時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務 ウ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 エ 生徒に対する緊急の補導業務 (2) 修学旅行、林間、臨海学校等（学校が計画実施するものに限る。）において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3) 伊丹市教育委員会が定める対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日（以下「週休日等」という。）に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で週休日等又は分限条例第5条に規定する半日勤務時間を割り振られた日に行うもの（前号に該当する業務を除く。） (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は分限条例第5条に規定する半日勤務時間を割り振られた日に行うもの	4,883 千円	1日につき 左欄（1）アの業務 8,000円（当該業務のうち教育委員会が定めるものに従事した場合にあっては、4,000円） 左欄（1）イの業務 当該業務に従事した行政職の職員との均衡を考慮し、教育委員会が定める額 (1) ウ及びエの業務 7,500円 左欄（2）及び(3)の業務 5,100円 左欄（4）の業務 3,600円 左欄（5）の業務 900円
教育業務連絡調整手当	伊丹市立伊丹高等学校の教諭で困難な職務として右欄で定めるものを担当するもので、当該担当する業務についての連絡調整及び指導助言に当たったもの	市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年伊丹市教育委員会規則第48号）の規定により置かれる主任で、次の各号に掲げるものの。 (1) 教務主任 (2) 学年主任 (3) 生徒指導主任 (4) 進路指導主任 (5) 学科長	229 千円	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度）	529,548 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	659 千円
支給実績（令和4年度）	559,372 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	698 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同	—	167,967 千円	261,630 円
住居手当	家賃月額12,000円を超える者に支給（最高28,000円）	同	—	105,330 千円	326,100 円
通勤手当	交通機関 定期代相当分（限度額 月55,000円） 交通用具 2 km以上 5 km未満 2,000 円 60 km以上（最高区分） 31,600 円	同	—	91,981 千円	103,349 円
管理職手当	企業管理者 132,000 円 部長級 100,000 円 次長級 80,000 円 課長級 71,000 円	異	区分及び金額	181,180 千円	866,890 円

管理職員 特別勤務 手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は、以下の額に100分の150を乗じて得た額)				
	理事級 12,000 円	同	—	7,121 千円	309,609 円
	部長級 10,000 円				
	次長級 8,000 円				
	課長級 6,000 円				
	副主幹級（消防局のみ） 4,000 円				
	下記の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合				
	理事級 6,000 円	同	—	462 千円	9,059 円
	部長級 5,000 円				
	次長級 4,000 円				
	課長級 3,000 円				
	副主幹級（消防局のみ） 2,000 円				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給	同	—	16,932 千円	113,638 円
義務教育等教員特別手当	校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師および実習助手ならびに指導主事 職務の級および号給に応じて2,000～8,200円	—	—	2,573 千円	64,337 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高額／最低額（R6.4）	
給料	市長	1,036,000 円	1,130,000円/643,500円	
	副市長	857,000 円	930,000円/750,000円	
報酬	議長	720,000 円	724,000円/463,000円	
	副議長	646,000 円	660,000円/420,000円	
	議員	584,000 円	606,000円/400,000円	
期末手当	市長 副市長	年間3.4 月分 (6月期 1.7月分 12月期 1.7月)		
	議長 副議長 議員			
退職手当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
	市長	給料月額×在職月数×0.4	19,891,200 円	任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×0.24	9,872,640 円	任期ごと

(注) 1. 市長、副市長には地域手当を支給しています。
2. 退職手当の「1期の手当額」は、1期（4年＝48月）務めた場合の見込額です。

6 職員数の状況

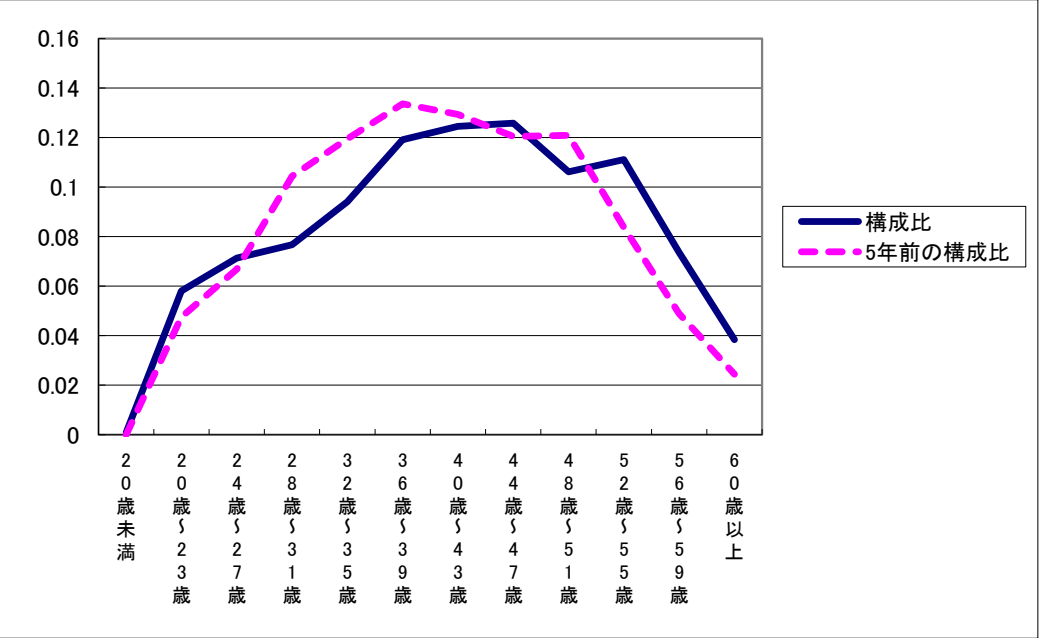
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

単位：人(各年4月1日現在)

		職員数		令和6年-令和5年
		令和6年	令和5年	対前年増減数
一般行政部門	議会	10	10	0
	総務	265	258	7
	税務	46	48	△ 2
	民生	391	374	17
	衛生	117	113	4
	労働	2	2	0
	農水	6	6	0
	商工	9	9	0
	土木	120	119	1
	小計	966	939	27
特別行政部門	教育	194	193	1
	消防	213	207	6
普通会計部門計		1, 373	1, 339	34
公営企業等会計部門		882	862	20
合 計		2, 255 (2, 556)	2, 201 (2, 556)	54

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、短時間再任用職員、任期付短時間職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除いています。
2. ()内は条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 130	人 160	人 172	人 211	人 267	人 279	人 282	人 238	人 249	人 165	人 86	人 2,241
5年前の職員数	人 0	人 101	人 142	人 222	人 254	人 284	人 275	人 256	人 257	人 178	人 104	人 52	人 2,125

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	877	902	923	948	939	966	89 (10.1%)
教育	225	210	208	190	193	194	△ 31 (-13.8%)
消防	204	206	206	205	207	213	9 (4.4%)
普通会計計	1,306	1,318	1,337	1,343	1,339	1,373	67 (5.1%)
公営企業等会計計	824	836	837	847	862	882	58 (7.0%)
総合計	2,130	2,154	2,174	2,190	2,201	2,255	125 (5.9%)

7 公営企業職員の状況

(I) 交通事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 2,464,011	千円 △ 178,593	千円 1,399,870	% 56.8%	% 66.0%

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
令和5年度	人 142	千円 576,366	千円 277,505	千円 259,626	千円 1,113,497	千円 7,842

(注) 1. 職員手当には、退職給与金を含みません。
2. 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊丹市交通事業	52.6 歳	387,667 円	653,461 円
市町村平均 (R6.4) (政令指定都市を除く)	50.6 歳	314,880 円	521,475 円

(注) 1. 基本給は給料・地域手当・扶養手当の合算です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区 分	公務員				民間			参考
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A／B
伊丹市	52.9 歳	116 人	380,860 円	649,404 円	営業用バス 運転者	51.8 歳	385,900 円	1.683
市町村平均 (R6.4) (政令指定都市を除く)	52.7 歳	43 人	315,094 円	534,456 円	—	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含みます。

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C／D
伊丹市	7,792,848 円	4,436,400 円	1.757

(注) 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値です。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊丹市(交通事業)		伊丹市(公営企業以外)
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,432 千円		1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,708 千円
令和5年度支給割合		令和5年度支給割合
期末手当	勤勉手当	同左
2.45 月分	2.05 月分	
(1.375) 月分	(0.975) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～20%		(加算措置の状況) 同左

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

伊丹市(交通事業)	伊丹市(公営企業以外)
支給率 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)	同左
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 5,862 千円 -	
	1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 3,193 千円 19,687 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度(2023年度)に退職した全職種の職員に支給された平均額です。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和5年度決算)		60,441 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		426,000 円	
支 給 対 象 地 域	支 給 割 合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
全地域	10%	142 人	10%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		20,252 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		121,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		84.00%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
監督手当	主任	乗務員及び整備手の指揮監督	180千円	月額 5,000円
中休手当	乗務員	中休勤務	17,188千円	1勤務 2,000円
年末年始の 割増手当	乗務員	年末年始期間の勤務	2,884千円	1勤務 5,000円 （7時間45分）

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和5年度決算）	161,177 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	1,135 千円
支 給 実 績（令和4年度決算）	176,691 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	1,227 千円

^(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同	—	23,778 千円	270,205 円
住居手当	家賃月額12,000円を超える者に支給。 最高支給限度28,000円	同	—	6,170 千円	362,941 円

通勤手当	交通機関 定期代相当分(限度額 月55,000円)	同	—	5,898 千円	52,195 円
	交通用具				
	2 km以上 5 km未満 2,000 円				
	60 km以上 (最高区分) 31,600 円				
管理職 手当	企業管理者 132,000 円	異	区分及び金額	4,296 千円	859,200 円
	部長級 100,000 円				
	次長級 80,000 円				
	課長級 71,000 円				
管理職員 特別勤務 手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は100分の150を加算)	同	—	69千円	34,500 円
	理事級 12,000 円				
	部長級 10,000 円				
	次長級 8,000 円				
	課長級 6,000 円				
	副主幹級 4,000 円				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給	同	—	4,432 千円	43,881 円
宿日直 手当	正規の勤務時間外に本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対して支給	同	—	—	—

(Ⅱ) 上水道事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 3,317,400	千円 224,152	千円 402,413	% 12.1%	% 11.5

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
令和5年度	人 45	千円 171,654	千円 45,342	千円 78,235	千円 295,231	千円 6,561

(注) 1. 職員手当には、退職給与金を含みません。
2. 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊丹市上水道事業	42.7 歳	375,901 円	567,503 円
市町村平均（R6.4） （政令指定都市を除く）	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1. 基本給は給料・地域手当・扶養手当の合算です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊丹市上水道事業		伊丹市（公営企業以外）
1人当たり平均支給額 （令和5年度） 1,739 千円		1人当たり平均支給額 （令和5年度） 1,708 千円
令和5年度支給割合		令和5年度支給割合
期末手当	勤勉手当	同左
2.45 月分	2.05 月分	
(1.375) 月分	(0.975) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～20%		（加算措置の状況） 同左

(注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊丹市上水道事業	伊丹市（公営企業以外）
支給率 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)	同左
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 － －	1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 3,193 千円 19,687 千円

^(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度(2023年度)に退職した全職種の職員に支給された平均額です。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		18,478 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）		429,715 円	
支 給 対 象 地 域	支 給 率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	43 人	10%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		142 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		3,934 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		83.72%		
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
非常作業手当	給水確保のため水道施設等の緊急業務に従事した職員	正常な給水に影響を与える、緊急事態に対応するための復旧作業等に従事した場合	8千円	1件につき 250 円
運転手当	給水車（車両重量が2tを超えるものに限る。）の運転業務に従事した職員	給水車（2tに限る）の運転業務に従事した場合	1千円	日額 200 円

死獣処理従事手当	犬、猫等の死体処理作業に従事した職員	犬、猫等の死体処理作業に従事した場合	—	1死体につき 300円
衛生作業従事手当	下水路の清掃作業または下水道の防疫作業に従事した職員	下水路の清掃作業または下水道の防疫作業に従事した場合	—	日額 600 円 ただし、あらかじめ所属長から指定を受けた作業員が、職務命令により清掃車両の運転および操作業務に従事した場合は、日額300円を加給する。
緊急出動手当	深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に緊急出動した職員	深夜の勤務時間外に緊急呼出しを受けた場合	5千円	1回につき 1,680 円
	深夜以外の時間帯に緊急出動した職員	深夜以外の勤務時間外に緊急呼出しを受けた場合	25千円	1回につき 1,400 円
危険物取扱手当	電気取扱主任者	法律により責任者の設置義務があり、浄水場、水源地の電気設備全体の管理業務及び重電気設備の日常点検やトラブルの対応業務	18千円	月額 1,500 円
	有機溶剤取扱業務に1日3時間以上従事した職員	有機溶剤を使用する水質検査、測定、分析等の業務に従事した場合	7千円	日額 200 円
災害対策業務従事手当	正規の勤務時間外に水防指令等に基づいて出動し、災害対策に係る業務に従事した職員	危険性、困難性を伴う災害等緊急時の業務に従事した場合	39千円	勤務1時間につき 200円ただし、正規の勤務時間に引き続かず呼出しを受けた場合は、1回につき1,000円を加給する。
	前欄に規定する業務に従事する職員で屋外の危険作業に従事した職員（正規の勤務時間を含む）	危険性、困難性を伴う災害等緊急時の業務に従事した場合	34千円	勤務1時間につき 200円（前欄本文で定める額に加給する）
年末年始割増手当	年末年始の期間に勤務した職員	年末年始に勤務を要する業務に従事した場合	6千円	管理者が別に定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	8,871	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	206	千円
支給実績（令和4年度決算）	8,214	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	183	千円

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同	—	7,854 千円	302,077 円
住居手当	家賃月額12,000円を超える者に支給。 最高支給限度28,000円	同	—	2,212 千円	368,667 円
通勤手当	交通機関 定期代相当分（限度額 月55,000円） 交通用具 2 km以上 5 km未満 2,000 円 60 km以上（最高区分） 31,600 円	同	—	2,427 千円	65,608 円
管理職手当	企業管理者 132,000 円 部長級 100,000 円 次長級 80,000 円 課長級 71,000 円	異	区分及び金額	5,270 千円	878,333 円

管理職員 特別勤務 手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は、以下の額に100分の150を乗じて得た額)	同	—	36 千円	12,000 円
	理事級 12,000 円				
	部長級 10,000 円				
	次長級 8,000 円				
	課長級 6,000 円				
	下記の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合	同	—	—	—
	理事級 6,000 円				
	部長級 5,000 円				
	次長級 4,000 円				
	課長級 3,000 円				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給	同	—	53 千円	13,142 円
宿日直手当	正規の勤務時間外に本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対して支給	同	—	—	—

(Ⅲ) 下水道事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 4, 017, 543	千円 865, 141	千円 165, 470	% 4. 1%	% 3. 8

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
令和5年度	人 20	千円 71, 020	千円 21, 593	千円 32, 467	千円 125, 080	千円 6, 254

(注) 1. 職員手当には、退職給与金を含みません。
2. 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊丹市下水道事業	38. 4 歳	351, 729 円	536, 727 円
市町村平均 (R6. 4) (政令指定都市を除く)	44. 5 歳	334, 536 円	501, 579 円

(注) 1. 基本給は給料・地域手当・扶養手当の合算です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊丹市下水道事業		伊丹市（公営企業以外）	
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1, 623 千円		1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1, 708 千円	
令和5年度支給割合		令和5年度支給割合	
期末手当	勤勉手当	同左	
2. 45 月分	2. 05 月分		
(1. 375) 月分	(0. 975) 月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 5～20%		(加算措置の状況) 同左	

(注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊丹市下水道事業	伊丹市 (公営企業以外)
支給率 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)	同左 その他の加算措置 同左
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 — —	1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 3,193 千円 19,687 千円

(注)

- 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度(2023年度)に退職した全職種の職員に支給された平均額です。
- 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和5年度決算)		7,709 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		405,724 円	
支 給 対 象 地 域	支 給 率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	19 人	10%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和5年度決算)		11 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		1,019 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		57.9%		
手当の種類 (手当数)		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
非常作業手当	給水確保のため水道施設等の緊急業務に従事した職員	正常な給水に影響を与える、緊急事態に対応するための復旧作業等に従事した場合	2千円	1件につき 250円
運転手当	給水車（車両重量が2tを超えるものに限る。）の運転業務に従事した職員	給水車（2tに限る）の運転業務に従事した場合	—	日額 200円
衛生作業従事手当	下水路の清掃作業または下水道の防疫作業に従事した職員	下水路の清掃作業または下水道の防疫作業に従事した場合	—	日額 600 円 ただし、あらかじめ所属長から指定を受けた作業員が、職務命令により清掃車両の運転および操作業務に従事した場合は、日額300円を加給する。

死獣処理従事手当	犬、猫等の死体処理作業に従事した職員	犬、猫等の死体処理作業に従事した場合	—	1死体につき 300円
緊急出動手当	深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に緊急出動した職員	深夜の勤務時間外に緊急呼出しを受けた場合	3千円	1回につき 1,680円
	深夜以外の時間帯に緊急出動した職員	深夜以外の勤務時間外に緊急呼出しを受けた場合	6千円	1回につき 1,400円
危険物取扱手当	電気取扱主任者	法律により責任者の設置義務があり、浄水場、水源地の電気設備全体の管理業務及び重電気設備の日常点検やトラブルの対応業務	—	月額 1,500円
	有機溶剤取扱業務に1日3時間以上従事した職員	有機溶剤を使用する水質検査、測定、分析等の業務に従事した場合	—	日額 200円
災害対策業務従事手当	正規の勤務時間外に水防指令等に基づいて出動し、災害対策に係る業務に従事した職員	危険性、困難性を伴う災害等緊急時の業務に従事した場合	—	勤務1時間につき 200円ただし、正規の勤務時間に引き続かず呼出しを受けた場合は、1回につき1,000円を加給する。
	前欄に規定する業務に従事する職員で屋外の危険作業に従事した職員（正規の勤務時間を含む）	危険性、困難性を伴う災害等緊急時の業務に従事した場合	—	勤務1時間につき 200円（前欄本文で定める額に加給する）
年末年始割増手当	年末年始の期間に勤務した職員	年末年始に勤務を要する業務に従事した場合	—	管理者が別に定める額

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和5年度決算）	3,445	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	181	千円
支 給 実 績（令和4年度決算）	1,692	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	89	千円

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	—	3,524 千円	271,049 円
	子 10,000円				
	その他の扶養親族 6,500円				
	16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算				
住居手当	家賃月額12,000円を超える者に支給 (最高28,000円)	同	—	3,024 千円	302,400 円
通勤手当	交通機関	同	—	1,330 千円	102,335 円
	定期代相当分(限度額 月55,000円)				
	交通用具				
	2 km以上 5 km未満 2,000 円				
管理職手当	60 km以上 (最高区分) 31,600 円	異	区分及び金額	2,544 千円	848,000 円
	企業管理者 132,000 円				
	部長級 100,000 円				
	次長級 80,000 円				
	課長級 71,000 円				

管理職員 特別勤務 手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は、以下の額に100分の150を乗じて得た額)	同	—	6 千円	6,000 円
	理事級 12,000 円				
	部長級 10,000 円				
	次長級 8,000 円				
	課長級 6,000 円				
	下記の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合	同	—	—	—
	理事級 6,000 円				
	部長級 5,000 円				
	次長級 4,000 円				
	課長級 3,000 円				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給	同	—	—	—
宿日直手当	正規の勤務時間外に本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対して支給	同	—	—	—

(Ⅳ) 工業用水事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 239,534	千円 108,097	千円 26,414	% 11.0%	% 10.2

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
令和5年度	人 3	千円 12,451	千円 2,668	千円 5,590	千円 20,709	千円 6,903

- (注) 1. 職員手当には、退職給与金を含みません。
2. 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊丹市工業用水事業	38.7 歳	361,753 円	580,258 円
市町村平均 (R6.4) (政令指定都市を除く)	46.7 歳	349,911 円	533,762 円

- (注) 1. 基本給は給料・地域手当・扶養手当の合算です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊丹市工業用水事業		伊丹市（公営企業以外）	
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,863 千円		1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,708 千円	
令和5年度支給割合		令和5年度支給割合	
期末手当	勤勉手当	同左	
2.45 月分	2.05 月分		
(1.375) 月分	(0.975) 月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 5～20%		(加算措置の状況) 同左	

- (注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊丹市工業用水事業	伊丹市 (公営企業以外)
支給率 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)	同左 その他の加算措置 同左
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 — —	1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 3,193 千円 19,687 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度(2023年度)に退職した全職種の職員に支給された平均額です。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和5年度決算)		1,265 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		421,630 円	
支 給 対 象 地 域	支 給 率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	3 人	10%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和5年度決算)		7 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		2,417 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		100.00%		
手当の種類 (手当数)		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
非常作業手当	給水確保のため水道施設等の緊急業務に従事した職員	正常な給水に影響を与える、緊急事態に対応するための復旧作業等に従事した場合	—	1件につき 250円
運転手当	給水車（車両重量が2tを超えるものに限る。）の運転業務に従事した職員	給水車（2tに限る）の運転業務に従事した場合	—	日額 200円
衛生作業従事手当	下水路の清掃作業または下水道の防疫作業に従事した職員	下水路の清掃作業または下水道の防疫作業に従事した場合	—	日額 600 円 ただし、あらかじめ所属長から指定を受けた作業員が、職務命令により清掃車両の運転および操作業務に従事した場合は、日額300円を加給する。

死獣処理従事 手当	犬、猫等の死体処理作 業に従事した職員	犬、猫等の死体処理作 業に従事した場合	—	1 死体につき 300円
緊急出動手当	深夜（午後10時から翌 日の午前5時までの間 をいう。以下同じ。） に緊急出動した職員	深夜の勤務時間外に緊 急呼出しを受けた場合	—	1回につき 1,680円
	深夜以外の時間帯に緊 急出動した職員	深夜以外の勤務時間外 に緊急呼出しを受けた 場合	7千円	1回につき 1,400円
危険物取扱手 当	電気取扱主任者	法律により責任者の設 置義務があり、浄水 場、水源地の電気設備 全体の管理業務及び重 電気設備の日常点検や トラブルの対応業務	—	月額 1,500円
	有機溶剤取扱業務に1 日3時間以上従事した 職員	有機溶剤を使用する水 質検査、測定、分析等 の業務に従事した場合	—	日額 200円
災害対策業務 従事手当	正規の勤務時間外に水 防指令等に基づいて出 動し、災害対策に係る 業務に従事した職員	危険性、困難性を伴う 災害等緊急時の業務に 従事した場合	—	勤務1時間につき 200円た だし、正規の勤務時間に引 き続かず呼出しを受けた場 合は、1回につき1,000円を 加給する。
	前欄に規定する業務に 従事する職員で屋外の 危険作業に従事した職 員（正規の勤務時間を含 む）	危険性、困難性を伴う 災害等緊急時の業務に 従事した場合	—	勤務1時間につき 200円 （前欄本文で定める額に加 給する）
年末年始割増 手当	年末年始の期間に勤務 した職員	年末年始に勤務を要す る業務に従事した場合	—	管理者が別に定める額

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和5年度決算）	790	千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	263	千円
支 給 実 績（令和4年度決算）	1,031	千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	344	千円

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円	同	—	198千円	99,000 円
	子 10,000円				
	その他の扶養親族 6,500円				
	16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 1 人につき5,000円を加算				
住居手当	家賃月額12,000円を超える者に支給 （最高28,000円）	同	—	336千円	336,000 円
通勤手当	交通機関	同	—	72千円	24,000 円
	定期代相当分（限度額 月55,000円）				
	交通用具				
	2 km以上 5 km未満 2,000 円				
	60 km以上（最高区分） 31,600 円				
管理職 手当	企業管理者 132,000 円	異	区分及び金額	—	—
	部長級 100,000 円				
	次長級 80,000 円				
	課長級 71,000 円				

管理職員 特別勤務 手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は、以下の額に100分の150を乗じて得た額)	同	—	—	—
	理事級 12,000 円				
	部長級 10,000 円				
	次長級 8,000 円				
	課長級 6,000 円				
	下記の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合	同	—	—	—
	理事級 6,000 円				
	部長級 5,000 円				
	次長級 4,000 円				
	課長級 3,000 円				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給	同	—	—	—
宿日直手当	正規の勤務時間外に本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対して支給	同	—	—	—

(V) 病院事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 14,760,120	千円 △ 759,288	千円 6,904,071	% 46.8%	% 46.0%

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
令和5年度	人 590	千円 2,289,555	千円 893,181	千円 1,005,442	千円 4,188,178	千円 7,099

- (注) 1. 職員手当には、退職給与金を含みません。
2. 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊丹市病院事業（医師）	47.0 歳	506,318 円	1,090,872 円
伊丹市病院事業（看護師）	36.0 歳	264,974 円	422,701 円
伊丹市病院事業（事務職員）	45.0 歳	321,288 円	467,867 円
市町村平均（医師）	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円
市町村平均（看護師）	41.3 歳	303,695 円	498,220 円
市町村平均（事務職員）	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

- (注) 1. 基本給は給料・地域手当・扶養手当の合算です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
3. 市町村平均は、令和5年4月時点で政令指定都市を除きます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊丹市病院事業		伊丹市（公営企業以外）
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,704 千円		1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,708 千円
令和5年度支給割合		令和5年度支給割合
期末手当	勤勉手当	同左
2.45 月分	2.05 月分	
(1.375) 月分	(0.975) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 5～20%		(加算措置の状況) 同左

(注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊丹市病院事業	伊丹市（公営企業以外）
支給率 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)	同左 その他の加算措置 同左
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 2,393 千円 15,123 千円	1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 3,193 千円 19,687 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度(2023年度)に退職した全職種の職員に支給された平均額です。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		243,153 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		407,291 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	597 人	10%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）			550,005 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			932,211 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			78.4%	
手当の種類（手当数）			19	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
技術指導手当	医療職給料表（二）の適用を受ける主任のうち、技術指導業務等に従事する主任	技術指導業務	1,482 千円	月額 6,000円 ただし、業務に従事した日数がその月の勤務を要する日数の2分の1未満の場合は支給しない。
放射線取扱者手当	技師、看護師	診療業務に従事し、放射線を専門に扱う職員	2,392 千円	技師 月額7,000円 看護師 月額2,400円 ただし、業務に従事した日数がその月の勤務を要する日数の2分の1未満の場合は支給しない。
病理解剖手当	病理解剖に従事した技師	病理解剖	13 千円	日額 1,600円
感染症医療手当	感染症の患者に係る医療に従事した職員	感染症の患者に係る医療業務	2,078 千円	日額 300円 （新型コロナウイルス感染症に対処するための別表に規定する感染症医療手当の特例） 2 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「政令」という。）第2条に規定する期間の末日までの間に、新型コロナウイルス感染症（政令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者を受け入れる病院その他これらに準ずる場所として管理者が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であつて管理者が指定するものに従事したときは、感染症医療手当を支給する。この場合において、別表中同手当の規定は適用しない。 3 前項に規定する作業に従事した場合における感染症医療手当の額は、日額 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として管理者が指定する作業に従事した場合においては、4,000円）とする。

急患診療手当	医師、その他の職員	宿日直勤務中における急患診療業務	56,358 千円	医師 1当務15,000円 (小児科 10,000円、産婦人科 60,000円) 夜間変則勤務 1当務36,800円 産婦人科の医師以外の医師が5人以上の急患を診察した場合は、次に掲げる額を1当務の手当の額に加算する。 (夜間変則勤務から引き続いて午前0時15分から翌日の午前9時まで(休日にあつては午前0時から翌日の午前8時45分まで)の間の勤務をした場合は、各勤務の診察人数を合算して算定する。) 急患診察人数5人から9人10,000円、10人から14人15,000円、15人以上20,000円 産婦人科の医師以外の医師が急患を診察し入院させた場合は、入院患者1人につき5,000円を1当務の手当額に加算する。
管理当直手当	副主幹、看護師長、副看護師長、主任	救急外来業務及び管理業務	760 千円	月額 4,000円 ただし、業務に従事した日数がその月の勤務を要する日数の2分の1未満の場合は支給しない。
休日勤務手当	看護師長等	休日における救急外来業務	—	1時間につき 1,800円

待機手当	夜間等の勤務時間外に待機をした職員	夜間等の勤務時間外における待機	8,366 千円	医師 1 当務 5,000円 (日直または宿直に同一の診療科の医師がいる場合にあっては、2,500円) その他の職員 1 当務 3,500円
緊急再出動手当	夜間等の勤務時間外に病院の敷地以外から呼出しに応じて診療業務に従事した職員(待機をしている間に病院の敷地以外から呼出しに応じて診療業務に従事した職員を除く。)	夜間等の勤務時間外における呼出し	770 千円	深夜(午後10時から翌日5時までの間) 医師 10,000円 その他職員 3,000円
				深夜以外の時間 医師 8,000円 その他職員 2,500円
手術従事手当	看護師	夜間等の勤務時間外の待機中に呼出しを受け、3時間以上の手術に従事した中央手術室の看護師	13 千円	1回 250円
特別診療手当	副院長以上の医師	夜間等勤務時間外に呼出しを受け2時間以上診療に従事した副院長以上の医師	45,627 千円	1回 6,400円
				2時間を超えた場合は1時間につき3,200円を加算
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した助産師、看護師、及び准看護師	77,601 千円	深夜(6時間以上) 1回6,200円
				深夜 1回3,300円
				準夜 1回2,900円
夜間診療手当	技師、医師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる医療等の業務に従事した場合(深夜における勤務時間が4時間以上である場合)	22,723 千円	技師 1回3,300円
				医師 1回15,000円 (小児科1回10,000円/産婦人科1回49,700円)
医師特別調整手当	医師	医療職給料表(一)の適用を受けるもの	272,319 千円	管理者、院長 月額 377,000円 副院長 月額 357,000円 診療部長 月額 337,000円 医局長、糖尿病センター長 月額 312,000円 科主任部長、室主任部長 月額 302,000円 科部長、室部長 月額 292,000円 医長 月額 175,700円 副医長 月額 154,700円 医員 月額 126,700円 ただし、業務に従事した日数がその月の勤務を要する日数の2分の1未満の場合には支給しない。

診療科特別手当	医師	医師のうち、産婦人科主任部長ならびに放射線診断科、放射線治療科、病理診断科および麻酔科に従事する医長以下のもの	3,581 千円	月額 100,000円 (産婦人科主任部長は管理者が別に定める額) ただし、業務に従事した日数がその月の勤務を要する日数の2分の1未満の場合は支給しない。
入院患者診療手当	医師	主治医として入院患者の診療業務に従事した医師で、当該入院患者数の1月における平均が8人を超えるもの	185 千円	当該超える人数1人につき月額5,000円
特定行為看護師手当	管理者が指定する特定行為に係る業務に従事した看護師	管理者が指定する特定行為に係る業務に従事した看護師	70 千円	月額 5,000円 ただし、業務に従事した日数がその月の勤務を要する日数の2分の1未満の場合は支給しない。
看護師等勤務手当	看護師、助産師および准看護師	医療職給料表(二)の適用を受ける看護師、助産師および准看護師で、令和4年10月1日以降に勤務したもの	46,265 千円	月額 12,000円 ただし、業務に従事した日数がその月の勤務を要する日数の2分の1未満の場合は支給しない。
年末年始割増手当		年末年始の期間に勤務したもの	9,402 千円	管理者が定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	138,720	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	235	千円
支給実績（令和4年度決算）	118,713	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	204	千円

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同	—	46,521 千円	230,304 円
住居手当	家賃月額12,000円を超える者に支給。 最高支給限度28,000円	同	—	52,135 千円	270,132 円
通勤手当	交通機関 定期代相当分（限度額 月55,000円） 交通用具 2 km以上 5 km未満 2,000 円 60 km以上（最高区分） 31,600 円	同	—	32,885 千円	61,467 円

管理職 手当	企業管理者	132,000 円	異	区分及び金額	95,476 千円	751,777 円
	部長級	100,000 円				
	次長級	80,000 円				
	課長級	71,000 円				
管理職員 特別勤務 手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は、以下の額に100分の150を乗じて得た額)		同	—	15 千円	7,500 円
	理事級	12,000 円				
	部長級	10,000 円				
	次長級	8,000 円				
	課長級	6,000 円				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給		同	—	48,503 千円	114,935 円
宿日直 手当	正規の勤務時間外に本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対して支給		同	—	102,455 千円	123,439 円

(VI) モーターボート競走事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 27,305,808	千円 1,197,547	千円 64,533	% 0.24%	% 0.25

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考) 市町村平均1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)		
令和5年度	人 9	千円 37,081	千円 11,002	千円 16,450	千円 64,533	千円 7,170	千円 —

(注) 1. 職員手当には、退職給与金を含みません。
2. 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊丹市モーターボート 競走事業	46.4 歳	388,457 円	597,525 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	—	—	—

(注) 1. 基本給は給料・地域手当・扶養手当の合算です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊丹市モーターボート競走事業		伊丹市（公営企業以外）	
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,828 千円		1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,708 千円	
令和5年度支給割合		令和5年度支給割合	
期末手当	勤勉手当	同左	
2.45 月分	1.90 月分		
(1.375) 月分	(0.975) 月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 5～20%		(加算措置の状況) 同左	

(注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊丹市モーターボート競走事業	伊丹市（公営企業以外）
支給率 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2 ～20%加算)	同左 その他の加算措置 同左
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 — —	1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 3,193 千円 19,687 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度(2023年度)に退職した全職種の職員に支給された平均額です。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		4,056 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）		450,680 円	
支 給 対 象 地 域	支 給 率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	9 人	10%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	0.0%

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和5年度決算）	2,530 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	422 千円
支 給 実 績（令和4年度決算）	2,653 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	531 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同	—	894 千円	179,000 円
住居手当	家賃月額12,000円を超える者に支給。 最高支給限度28,000円	同	—	28 千円	28,000 円

通勤手当	交通機関 定期代相当分(限度額 月55,000円)	同	—	958 千円	96,000 円
	交通用具				
	2 km以上 5 km未満 2,000 円				
	60 km以上 (最高区分) 31,600 円				
管理職 手当	企業管理者 132,000 円	異	区分及び金額	4,248 千円	1,062,000 円
	部長級 100,000 円				
	次長級 80,000 円				
	課長級 71,000 円				
管理職員 特別勤務 手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給(1回の勤務が6時間を超える場合は100分の150を加算)	同	—	14 千円	7,000 円
	理事級 12,000 円				
	部長級 10,000 円				
	次長級 8,000 円				
	課長級 6,000 円				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給	同	—	—	—
宿日直 手当	正規の勤務時間外に本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対して支給	同	—	—	—